

令和 8 年 3 月 19 日

## 最低制限価格の取扱い方法について

安中市企画政策部財政課

令和 8 年度の入札から、最低制限価格の取扱い方法を改正します。

### 1 概要

#### (1) 工事案件

現在は予定価格の 75% で算定しておりますが、中央公共工事契約制度運用連絡協議会の令和 4 年モデルに準拠し、**案件毎に算出**するよう改正します。

### 2 算定方法

#### (1) 工事案件

##### ア 従来 of 算定方法

予定価格の 75% を最低制限価格と設定

##### イ 令和 8 年度からの算定方法（別紙「最低制限価格の計算方法」参照）

次の額の合計額とし、計算により得た額を 1 万円未満切り捨てとする。ただし端数処理前の合計額が予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額以上である場合は予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額を 1 万円未満切り捨てとし、予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額以下である場合は予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額を 1 万円未満切り上げとします。

直接工事費 × 9.7/10

共通仮設費 × 9/10

現場管理費 × 9/10

一般管理費等 × 6.8/10

ただし上記の規定を適用することが適当でないとする場合は、この規定にかかわらず割合を決定します。

#### (2) 建設コンサル案件

算定方法に変更はありません。

### 3 適用時期

令和 8 年 4 月 1 日以降に入札公告又は指名通知する案件について適用します。